

農地を売りたい(買いたい)方、
農地を貸したい(借りたい)方

まずは、農業委員会へご相談ください！



農地の売買、贈与、貸借等の許可 (農地法第3条) の手続き

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。



- 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること(すべて効率利用要件)
- 法人の場合は、農地所有適格法人^{※1}の要件を満たすこと(農業生産法人要件)
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積^{※2}以上であること(下限面積要件)
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

※1 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※2 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定(都府県:50a、北海道:2ha)以上にならないと許可はできないとするものです。

鹿追町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

区域 : 鹿追町全域

下限面積 : 2ha

下限面積設定理由 : 農地法第3条第2項第5号で定められた面積



なお、農地の売買、貸借については、
農業経営基盤強化促進法に基づく方
法もあります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせ
ください。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- 鹿追町農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- 鹿追町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を農業委員会許可案件では**30日**と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

①申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
制度について簡単なお問合せなら電話でも回答できます。

鹿追町東町1丁目15-1

鹿追町役場2階 TEL: 0156-66-4036【直通】

②申請書の記入、必要書類の入手

申請内容に応じて申請書（HP又は農業委員会にあります）をご記入いただきます。
なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

* 別添の必要書類一覧表をご参照ください。申請内容に応じて必要書類が異なります。

③申請書提出前の再確認

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

④申請書の提出／受付

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。提出時に記載内容に不足等がないかを確認するため、時間には余裕を持ってお越しください。

農業委員会の流れ

①申請書の提出／受付

提出締切日までに提出をお願いします
【毎月15日前後です】
締切日は事前にご確認願います

②申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じ申請者に確認します。
また、現地調査を行います。

③農業委員会総会で審議

毎月25日前後に行われる農業委員会総会で許可・不許可についての意思決定を行います。

④許可書の交付

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

受領手続きに印鑑が必要です。

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は**30日**です。

